

よつかいどう市

発行 四街道市商工会広報委員会
 四街道市鹿渡895-14
 TEL.043(422)2037
 FAX.043(423)6941
 URL <http://yotsukaido.or.jp>

商工会

e-mail info@yotsukaido.or.jp

2019年124号

だより

よつかいどう法律事務所
 TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>
 千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき
 弁護士 古川 薫
 四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具
(有)山本産業 TEL (422)2620(代) FAX (422)9069
 東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

謹賀新年

平成31年 元旦

会員の皆様には商工会事業に御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年もよろしくお願ひいたします。



■軽減税率制度の対象品目

軽減税率(8%)の対象品目は、①飲食料品(お酒や外食サービスを除く)、②週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限り)です。

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
 (定期購読されるものに限り)



① 飲食に用いられる設備(椅子・テーブルなど)のある場所において、
 ② 飲食料品を飲食させるサービス

持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う飲食料品
 ・牛丼屋のテイクアウト
 ・コンビニの弁当(※)
 ※イトインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で提供される飲食料品

外食
 ・牛丼屋などの店内飲食
 ・フードコートでの飲食

飲食料品

(食品表示法に規定する「食品」)



酒類

一体商品

1万円(税抜)以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品 医薬部外品等

消費税率が10%に引き上げられます。軽減税率制度は、消費税率10%への引上げに合わせて実施され、軽減税率制度の対象となる品目の消費税については、軽減税率(8%)が適用されます。事業者の皆さまは業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新たに求められます。

2019年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます

■軽減税率制度の実施スケジュール

軽減税率制度は消費税率10%へ引上げに合わせて2019年10月1日に実施されます。また複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます。



中小の小売事業者等を対象に複数税率対応レジの購入費用等を補助する制度もあります
 (補助事業完了期限 2019年9月30日)

商工会では、消費税軽減税率・転嫁対策に関する相談窓口を開設しております。
 ご相談がございましたら、お気軽にお問合せください。